

日本農林規格調査会長 中嶋 康博 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

日本農林規格の制定及び改正について（諮問）

下記 1 から 3 に掲げる日本農林規格については、制定及び改正を行う必要があることから、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 3 条第 4 項及び同法第 5 条において準用する同法第 3 条第 4 項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【制定】

- 1 木質ペレット燃料の日本農林規格

【改正】

- 2 トマト加工品の日本農林規格（昭和 54 年 10 月 11 日 農林水産省告示第 1419 号）
- 3 きのこと（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格（令和 3 年 3 月 31 日 農林水産省告示第 445 号）